

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和6年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1.1.13
建設副産物の
処理等

標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。

- 1 変更なし
- 2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。
 - (1) 変更なし
 - (2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。
 - ア 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、提示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

また、指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

イ～オ 変更なし

第4節 記録

1.4.3
配管の識別
その他

- 1 住宅棟（床下ピット内を含む。）及び付帯施設棟（床下ピット内を含む。）の各配管及びダクトには、特記がない限り、識別、用途、流れ方向等の表示は要しないものとする。ただし、本共通仕様書の各章において別に定める場合は、この限りではない。

2 屋内・屋外工事を分離発注した場合、屋内工事における屋外への突出配管末端部は、目印等を設置し、埋設位置を明確にすること。

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和6年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第3章 給水設備工事

第2節 機器、器具及び材料

3.2.17
加圧式給水システム

- 1～6 変更なし
- 7 試験成績表は、ポンプユニット全体に係るものであること。
- 8 試験成績表は、以下の項目について記載すること。なお、以下の項目は現場にて確認を行い、その結果を報告書として提出してもよい。
- (1) ポンプの性能試験
 - (2) 盤の絶縁抵抗試験（制御部、動力部）
 - (3) 警報試験（故障、流入圧低下、点検作業中）
 - (4) 一次圧低下時のポンプ自動停止、自動復帰の確認

3.2.18
増圧直結給水システム

- 1～8 変更なし
- 9 試験成績表は、以下の項目について記載すること。なお、以下の項目は現場にて確認を行い、その結果を報告書として提出してもよい。
- (1) ポンプの性能試験
 - (2) 盤の絶縁抵抗試験（制御部、動力部）
 - (3) 警報試験（故障、流入圧低下、点検作業中）
 - (4) 一次圧低下時のポンプ自動停止、自動復帰の確認

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和6年10月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第6章 消火設備工事

第2節 機器、器具及び材料

6.2.3
消火機器

- 1 変更なし
- 2 連結送水管は、次によるほか、標準仕様書 3.1.5.3 及び「予防事務審査・検査基準」（公益財団法人東京防災救急協会）による。
なお、放水口及び送水口の結合金具は原則として、差込式とする。
 - (1)～(3) 変更なし
 - (4) 補助用高架水槽
原則、FRP 製単板のパネル製もしくはステンレス鋼板製とする。
 - ア FRP 製単板のパネル製タンクは、次によるほか、標準仕様書 3.1.4.1 及び 3.1.4.2 による。
 - イ 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
 - イ 水槽の形状は、各辺 1.0m の立方体とし、有効水量は 500ℓ 以上とする。
 - ロ 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。
 - ハ 附属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。
 - ニ 組立て用ボルトは、ステンレス鋼製とする。
 - ホ コンクリート基礎は、建築工事とする。
 - ヘ 太陽電池モジュールからの水槽本体との離隔を 1m 以上確保すること。
 - イ ステンレス鋼板製のタンクは、次によるほか、標準仕様書 3.1.4.1 及び 5.1.14.5 による。
 - イ 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。
 - イ 水槽の有効水量は 200ℓ 以上とする。
 - ロ 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。
 - ハ 附属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。
 - ニ コンクリート基礎は、建築工事とする。
 - ホ 太陽電池モジュールからの水槽本体との離隔を 1m 以上確保すること。

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
3	<p style="text-align: center;">第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。</p> <p>1 （変更なし—省略）</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （変更なし—省略）</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア 建設発生土の取扱い</p> <p>受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する<u>資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、提示、報告、保存並びに受領書による管理等）</u>を実施する。</p> <p>受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。</p> <p>また、指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。</p> <p>イ～オ （変更なし—省略）</p> <p>第4節 記録</p>	<p style="text-align: center;">第1章 一般事項</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>標準仕様書 1.1.1.16 によるほか、次による。</p> <p>1 （変更なし—省略）</p> <p>2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) （変更なし—省略）</p> <p>(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。</p> <p>ア 建設発生土の取扱い</p> <p>受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する<u>確認結果票の作成等、受領書による管理</u>を実施する。</p> <p>受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。</p> <p>また、指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。</p> <p>イ～オ （変更なし—省略）</p> <p>第4節 記録</p>	<p>建設リサイクルガイドライン及び財務局特記仕様書と整合</p>
15	<p>1.4.3 配管の識別 その他</p> <p><u>1</u> 住宅棟（床下ピット内を含む。）及び付帯施設棟（床下ピット内を含む。）の各配管及びダクトには、特記がない限り、識別、用途、流れ方向等の表示は要しないものとする。ただし、本共通仕様書の各章において別に定める場合は、この限りではない。</p> <p><u>2</u> <u>屋内・屋外工事を分離発注した場合、屋内工事における屋外への突出配管末端部は、目印等を設置し、埋設位置を明確にすること。</u></p>	<p>1.4.3 配管の識別 その他</p> <p>住宅棟（床下ピット内を含む。）及び付帯施設棟（床下ピット内を含む。）の各配管及びダクトには、特記がない限り、識別、用途、流れ方向等の表示は要しないものとする。ただし、本共通仕様書の各章において別に定める場合は、この限りではない。</p>	<p>施工区分の明確化</p>

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
	第6章 消火設備工事	第6章 消火設備工事	
	第2節 機器、器具及び材料	第2節 機器、器具及び材料	
19	3.2.17 加圧式給水システム 1～6 （変更なしー省略） <u>7 試験成績表は、ポンプユニット全体に係るものであること。</u> <u>8 試験成績表は、以下の項目について記載すること。なお、以下の項目は現場にて確認を行い、その結果を報告書として提出してもよい。</u> <u>(1) ポンプの性能試験</u> <u>(2) 盤の絶縁抵抗試験（制御部、動力部）</u> <u>(3) 警報試験（故障、流入圧低下、点検作業中）</u> <u>(4) 一次圧低下時のポンプ自動停止、自動復帰の確認</u>	3.2.17 加圧式給水システム 1～6 （変更なしー省略）	品質管理事項を明確化
20	3.2.18 増圧直結給水システム 1～8 （変更なしー省略） <u>9 試験成績表は、以下の項目について記載すること。なお、以下の項目は現場にて確認を行い、その結果を報告書として提出してもよい。</u> <u>(1) ポンプの性能試験</u> <u>(2) 盤の絶縁抵抗試験（制御部、動力部）</u> <u>(3) 警報試験（故障、流入圧低下、点検作業中）</u> <u>(4) 一次圧低下時のポンプ自動停止、自動復帰の確認</u>	3.2.18 増圧直結給水システム 1～8 （変更なしー省略）	品質管理事項を明確化
	第6章 給水設備工事	第6章 給水設備工事	
	第2節 機器、器具及び材料	第2節 機器、器具及び材料	
36	6.2.3 消火機器 1 （変更なしー省略） 2 連結送水管は、次によるほか、標準仕様書3.1.5.3及び「予防事務審査・検査基準」（公益財団法人東京防災救急協会）による。 なお、放水口及び送水口の結合金具は原則として、差込式とする。 (1)～(3) （変更なしー省略） (4) 補助用高架水槽 <u>原則、FRP製単板のパネル製もしくはステンレス鋼板製とする。</u> <u>ア FRP製単板のパネル製タンクは、次によるほか、標準仕様書3.1.4.1及び3.1.4.2による。</u> <u>(イ) 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書1.3.1の2による。</u>	6.2.3 消火機器 1 （変更なしー省略） 2 連結送水管は、次によるほか、標準仕様書3.1.5.3及び「予防事務審査・検査基準」（公益財団法人東京防災救急協会）による。 なお、放水口及び送水口の結合金具は原則として、差込式とする。 (1)～(3) （変更なしー省略） (4) 補助用高架水槽 原則として、次によるほか、FRP製単板形パネルタンクは標準仕様書3.1.4.1及び3.1.4.2による。ステンレス鋼板製パネルタンクは3.1.4.6による。 子 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書1.3.1の2による。 イ FRP製単板形パネルタンク又はステンレス鋼板製パネルタンクとする。	仕様変更

都営住宅機械設備工事共通仕様書（令和6年10月） 追補版（令和7年4月1日適用）新旧対照表

頁	改定（新）	現行（旧）	摘要
	<p><u>(イ) 水槽の形状は、各辺 1.0m の立方体とし、有効水量は 500ℓ 以上とする。</u></p> <p><u>(ウ) 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。</u></p> <p><u>(エ) 附属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。</u></p> <p><u>(オ) 組立て用ボルトは、ステンレス鋼製とする。</u></p> <p><u>(カ) コンクリート基礎は、建築工事とする。</u></p> <p><u>(キ) 太陽電池モジュールからの水槽本体との離隔を 1m 以上確保すること。</u></p> <p><u>イ ステンレス鋼板製のタンクは、次によるほか、標準仕様書 3.1.4.1 及び 5.1.14.5 による。</u></p> <p><u>(ア) 特記がない限り、品質・性能基準に適合するものとし、品質の証明については、本共通仕様書 1.3.1 の 2 による。</u></p> <p><u>(イ) 水槽の有効水量は 200ℓ 以上とする。</u></p> <p><u>(ウ) 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。</u></p> <p><u>(エ) 附属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。</u></p> <p><u>(オ) コンクリート基礎は、建築工事とする。</u></p> <p><u>(カ) 太陽電池モジュールからの水槽本体との離隔を 1m 以上確保すること。</u></p>	<p>ウ FRP 製水槽の形状は、各辺 1.0m の立方体とし、有効水量は 500ℓ 以上とする。ステンレス製水槽の有効水量は 200ℓ 以上とする。</p> <p>エ 耐震対策及びスロッシング対策をしているものとする。</p> <p>キ 附属品として、平架台、電極取付座、ボックスカバー及び通気口を備える。</p> <p>オ 組立て用ボルトは、ステンレス鋼製とする。</p> <p>カ コンクリート基礎は、建築工事とする。</p> <p>キ 太陽電池モジュールからの水槽本体との離隔を 1m 以上確保すること。</p>	